

横浜市子どもの生活実態調査報告書

令和3年3月

横浜市こども青少年局企画調整課

目次

第1章 調査及び集計方法について.....	1
1 調査の目的.....	1
2 調査実施概要.....	1
3 貧困の状況の水準について.....	2
4 世帯類型について.....	4
5 集計結果の示し方について.....	4
第2章 保護者票集計結果.....	5
1 調査対象者の属性.....	5
(1) 回答者の続柄.....	5
2 世帯の状況.....	7
(1) 世帯員人数.....	7
(2) 同居者の続柄.....	10
(3) 保護者の婚姻状況.....	11
(4) 養育費.....	12
(5) 日本語以外の言語の使用.....	15
3 母親と父親の就業状況.....	17
(1) 仕事の有無.....	17
(2) 就業形態.....	22
(3) 平日日中以外の勤務の有無.....	26
(4) 仕事をしていない理由.....	31
(5) 新型コロナウイルス感染症拡大による就業上の影響.....	36
(6) 最終学歴.....	41
4 健康状態.....	44
(1) 健康状態.....	44
(2) 病気・障害等に関する経験.....	48
(3) あなたの気持ちについて.....	54
(4) 子どもの医療機関の非受診経験.....	70
(5) 障害等がある子どもの有無.....	72

5 保護者と子どもの関わり方.....	74
(1) 子どもの経験.....	74
(2) 子どもにしていること.....	79
(3) 子どもの進路.....	88
(4) 子どもへの関わり方.....	96
(5) 不登校経験.....	103
(6) 影響新型コロナウイルス感染拡大による日常生活への影響.....	105
(7) お子さんの健康状態（5歳児）.....	124
(8) お子さんの虫歯の状態（5歳児）.....	125
(9) お子さんの就寝時間（5歳児）.....	126
(10) 孤食の状況（5歳児）.....	127
(11) 食事の頻度（5歳児）.....	128
6 世帯の暮らしの状況.....	131
(1) 現在の暮らし向き.....	131
(2) 新型コロナウイルス感染症による暮らし向きへの影響.....	132
(3) 回答者が15歳の頃の暮らし向き.....	134
(4) 文具や教材が買えない経験.....	135
(5) 必要な食料が買えない経験.....	136
(6) 必要な衣料が買えない経験.....	138
(7) 滞納・未払い経験等の有無.....	140
(8) 世帯の年間収入.....	150
7 相談相手や悩みごと、公的支援について.....	154
(1) 各種制度の利用状況.....	154
(2) 相談相手について.....	156
(3) 子どもについての悩み.....	164
(4) 支援ニーズ.....	168
(5) 支援を受けられるようにするために重要なこと.....	171

第3章 子ども票集計結果.....174

1 調査対象者の属性.....	174
(1) 回答者の性別.....	174
(2) 学校の種類.....	175
2 生活や健康に関すること.....	176
(1) 自分が使うことのできるものの有無.....	176
(2) 食事の頻度.....	189
(3) ひとりで食事をすること.....	193

(4)	平日の放課後、休日の午後に一緒に過ごす人	195
(5)	平日の放課後に過ごす場所	199
(6)	ほっとできる居場所	214
(7)	ふだんの活動の頻度	215
(8)	ゲームやインターネットを使う頻度	217
(9)	ゲームやインターネットを使う時間	220
(10)	就寝時間について	227
(11)	虫歯の状態	228
(12)	回答した子ども自身の健康状態	230
(13)	生活の満足度	232
3	学校や勉強に関すること	233
(1)	学校の授業以外での勉強の仕方	233
(2)	1日あたりの勉強時間	235
(3)	子どもの進学	239
(4)	クラスの中での成績の状況	241
(5)	学校の授業がわからないこと	242
4	ふだん考えていること	244
(1)	自分についての考え	244
(2)	過去の経験について	253
(3)	まわりの人との関係	259
(4)	新型コロナウイルス感染症の影響	263
(5)	支援等の利用の経験・利用意向	278
(6)	悩んでいることや心配なことなど	289
(7)	相談できると思う人	291
5	自由記述について	293
(1)	悩んでいることや心配なこと等 (小学5年生)	293
(2)	悩んでいることや心配なこと等 (中学2年生)	296

第 1 章 調査及び集計方法について

1 調査の目的

横浜市では、平成 26 年 8 月に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況によって、養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐための、実効性の高い施策を展開していくこと及び支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、平成 28 年 3 月に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定した。

今回、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」が令和 2 年度に計画期間の終了を迎えることに伴い、本市において引き続き貧困の連鎖を防ぐための実効性の高い施策を展開し、令和元年 11 月に改定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨等を踏まえながら、「第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定するため、本市の子どもの貧困に関する実態把握を行うことを目的に、「横浜市 子どもの生活実態調査」（以下、「アンケート調査」とする）を実施した。

2 調査実施概要

調査の実施概要及び回収状況は次の通り。

図表 1-1 調査実施概要

調査名	横浜市 子どもの生活実態調査			
調査期間	令和 2 年 12 月 17 日～令和 3 年 1 月 8 日			
調査対象	次の対象者及び人数を住民基本台帳から無作為抽出 ①市内在住の 5 歳児の保護者 4,000 人 ②市内在住の小学 5 年生の子ども及びその保護者 各 4,000 人 ③市内在住の中学 2 年生の子ども及びその保護者 各 4,000 人			
実施方法	郵送配布・郵送回収			
調査項目	経済状況、生活環境、就労状況、教育や学習に関すること、子どもの学校生活や抱えている悩み など ＜子ども票：全 28 問、保護者票：全 41 問＞			
有効回答数	対象	配布数	有効回答数	有効回答率
	5 歳児の保護者	4,000	2,608	65.2%
	小学 5 年生	4,000	2,214	55.4%
	小学 5 年生の保護者	4,000	2,278	57.0%
	中学 2 年生	4,000	2,006	50.2%
	中学 2 年生の保護者	4,000	2,091	52.3%
	合計	20,000	11,197	56.0%

3 貧困の状況の水準について

本アンケート調査で尋ねた一部の設問は、貧困の状況にあると考えられる世帯の割合や、それらが置かれている状況を把握する目的で設定した。

この目的に従い、本報告書では、国が国民生活基礎調査により定めている「貧困線」を参考に設定した水準に基づいて、貧困の状況にあるかどうかの分類を行い、これを用いてクロス集計を行っている。

貧困の状況にあるかどうかの分類方法、及びこの分類から算出される「貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合」は、次の通りである。

【国民生活基礎調査による「貧困線」の水準設定方法】

- 所得額（万円単位で把握）、課税等の額（千円単位で把握）、ならびに世帯人員数の情報から、「等価可処分所得」を算出する。「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得を指す。
- 「等価可処分所得」の中央値の半分の額を「貧困線」として定める。平成30年データ¹では124万円²。世帯の可処分所得額としては、2人世帯の場合は175万円に相当する。
- なお、子ども（17歳以下の者）全体に占める、「等価可処分所得」が「貧困線」未満である世帯に属する子どもの割合を、「子どもの貧困率」と呼ぶ。

【本アンケート調査による貧困の状況にあるかどうかの分類】

- アンケート調査票で世帯の可処分所得額について世帯員人数別に3段階の選択肢を設定し、いずれに該当するかを回答していただいた（保護者用調査票問36）。3段階の選択肢は、国民生活基礎調査による貧困線の水準及び可処分所得の中央値を参考に、独自の値を設定した³。
- 本報告書では、保護者票問36において、世帯員人数にかかわらず、1つ目の選択肢を回答した世帯を「所得区分1」（可処分所得が概ね貧困線未満）、2つ目の選択肢を回答した世帯を「所得区分2」（可処分所得が概ね貧困線以上中央値未満）、3つ目の選択肢を回答した世帯を「所得区分3」（可処分所得が概ね中央値以上）と表している。
- 以上を踏まえ、本報告書では「所得区分1」を貧困の状況にあると分類したが、「所得区分2」であっても可処分所得は概ね中央値未満であり、比較的生活が苦しい状況にあることが想定される。

¹ 国民生活基礎調査では前年の収入等について尋ねているため、実際には平成29年の値となる。

² OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金・個人年金等を追加したもの）に基づいて算出した値。旧基準だと127万円。ただし、「124万円」という値は、令和2年12月22日付の厚生労働省プレスリリース（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20_21_r021222_houdou.pdf）により修正された値であり、調査設計及び実施当初においては「122万円」とされていた。

³ 調査設計当時公表されていた「122万円」という情報を参考に、貧困の状況にある世帯の割合を若干過大に評価するように、保護者票問36の選択肢を設定した。厚生労働省の情報修正に伴い、今回調査で設定した「所得区分1」の水準は、当初想定に反して過小になっており、ひいては本市の指標についても過小になる点、留意する必要がある。

図表 1-2 調査票（保護者用問 36）での世帯員人数別の可処分所得の分類

世帯員人数	可処分所得の分類		
	「所得区分 1」	「所得区分 2」	「所得区分 3」
2 人	175 万円未満	345 万円未満	345 万円以上
3 人	210 万円未満	420 万円未満	420 万円以上
4 人	245 万円未満	485 万円未満	485 万円以上
5 人	275 万円未満	545 万円未満	545 万円以上
6 人	300 万円未満	600 万円未満	600 万円以上
7 人	325 万円未満	645 万円未満	645 万円以上
8 人	345 万円未満	695 万円未満	695 万円以上
9 人以上	365 万円未満	735 万円未満	735 万円以上

図表 1-3 本調査における貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合⁴

指標	本調査		【参考】 平成27年度横浜市 市民アンケート調査	
	(2019年所得)		(2014年所得)	
世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	5 歳児	6.1%	0~24歳 未満の子ども	7.7%
	小学 5 年生	7.8%		
	中学 2 年生	6.9%		
子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5 歳児	38.6%	未満の子ども	45.6%
	小学 5 年生	39.2%		
	中学 2 年生	28.2%		

図表 1-4 国の子どもの貧困率等の割合（参考）⁵

国の指標	令和元年国民生活基礎調査 (2018年所得)
子どもの貧困率	14.0%
ひとり親世帯の貧困率 (子どもがいる現役世帯のうち、大人がひとりの世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合)	48.3%

⁴ 平成 27 年度に実施した市民アンケート調査は、0 歳から 24 歳未満の子どもがいる世帯の保護者を対象としており、本調査とは対象が異なるため、単純な比較はできない。

⁵ 国の子どもの貧困率等の算出の基となる国民生活基礎調査は、本調査と可処分所得の算出方法や調査方法等が異なるため、単純な比較はできない。また、本市の調査により算出した貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合等は、横浜市の中での世帯所得の額・分布を基に新たに貧困線を定め、横浜市内における貧困率を算出したものではない、という点には留意が必要である。

4 世帯類型について

本報告書では、上述した貧困の状況にあるかどうかの分類によるクロス集計のほかに、貧困の状況に陥りやすいと想定される「ひとり親世帯」か否かを判別する「世帯類型」によるクロス集計の結果も適宜掲載している。

世帯類型の分類方法については、次の通りである。

- 本アンケート調査では、回答者の世帯が「ひとり親世帯」に該当するか否かを尋ねる設問を設けた（保護者用調査票問6）。
- この設問で「該当しない」を選択した場合は「ふたり親世帯等⁶」、「該当する」を選択した場合（ひとり親世帯になった理由は問わない）は「ひとり親世帯」と分類した。

5 集計結果の示し方について

次節以降、本アンケート調査の集計結果を掲載するが、以下の点に留意されたい。

- 本報告書では、調査票の設問順に集計結果を掲載している。
- 集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合がある。
- 回答割合(%)は、その質問の回答者数を基礎として算出しているため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合がある。
- 単一回答の設問について、複数の選択肢の回答割合の合計に言及する場合は、小数点以下第2位を四捨五入した値を合計している。
- 文章中及び図表内の「n=○○」はその設問についての有効回答数を示している。
- すべての設問について、所得区分（「所得区分1」～「所得区分3」）別のクロス集計の結果を掲載しているほか、適宜世帯類型別のクロス集計結果についても掲載している。
- 所得区分別のクロス集計結果に関しては、カイ2乗検定で統計的に有意な差（有意水準5%）がある場合には、全体との比較の視点で分析コメントを掲載しており、有意な差があるとはいえない場合には、回答割合が高い順に回答結果を紹介するにとどめている。なお、着目点としては「所得区分1」を中心に記述しているが、集計結果によっては「所得区分2」に言及することもある。
- 世帯類型別のクロス集計結果に関しては、カイ2乗検定で統計的に有意な差（有意水準5%）があり、かつ所得区分別クロス集計では説明しきれない要素があると考えられる場合にのみ、グラフ及びコメントを掲載している。
- クロス集計について、全体の有効回答数と、クロス集計の軸に使用した設問への回答数は異なるため、図表中のn値は「全体=所得区分1+所得区分2+所得区分3」「全体=ふたり親世帯等+ひとり親世帯」とはならない。

⁶ 宛名の子どもを育てているのが父親や母親ではない場合（祖父母が養育しているなど）を含んでいる。